

(健Ⅰ99) (健Ⅱ210)
令和3年7月14日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 釜 范 敏
常任理事 神 村 裕 子
(公印省略)

職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

今般、件名につきまして厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より本会宛に周知依頼がございました。【資料1】

職場における積極的な検査等の実施手順」につきましては、令和3年6月8日付健Ⅰ59・健Ⅱ137にて、既に周知をお願いしているところではありますが、同手順書内に改めて連絡するとされていた内容等が、今般厚生労働省より示されました。これらを踏まえ、手順書が改訂され、関連資料が追加されましたので、ご連絡いたします。【資料2】

抗原簡易検査キット（以下、「キット」）による自己採取での検査は「有症状者」（出勤後や登校後などに、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、下痢、倦怠感などのかぜ症状その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が認められた者）を対象としており、感染リスクがある者の早期発見の意義があります。

しかし、立会者の感染防護、自己採取の適切な実施、偽陽性の可能性等の課題があります。また、職場には医療従事者がいないことが多いため、キットを活用するかどうかについて慎重な判断が求められます。さらに、導入する場合でも医療機関と連携し、周到な準備をすることが不可欠です。

医師が確定診断を行わない限りは、職場でのキットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、キットの使用によって医療機関の受診が遅れることのないようにする必要があります。また、陽性でも陰性でも速やかに医療機関を受診する必要があります。

この意味で、事業所内に診療所が所在しない状況下で職場内の検査を実施する場合には、十分に慎重を期した準備と対応が不可欠です。

以上を踏まえ、本件につき、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等に対し、相談や連携の依頼等がございましたら、ご高配を賜われますよう、周知方につきまして、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

資料2の概要

	内容
1.	<p>職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）【2/25～15/25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 事業所内に診療所が所在する場合」「2. 事業所内に診療所が所在しない場合（職場内での検査実施の場合）」「3. 事業所内に診療所が所在しない場合（連携医療機関での検査実施の場合）」に分けて説明。 ・「2. 事業所内に診療所が所在しない場合（職場内での検査実施の場合）」に、陽性判明時には連携医療機関を紹介し医師が診療・診断を行うこと、陰性判明時には、偽陰性の可能性もあることから医療機関の受診を促すこと。 ・承認済みのキットの一覧、保管管理の留意事項、使用時の留意事項、具体的な検査の手法を説明（自己採取と医療従事者による採取で方法が異なる）。 ・事業所は従業員の健康状態を適切に把握するための健康観察アプリ導入等を検討すること（任意）【25/25も参照】。
2.	<p>「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」【16/25～22/25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者が常駐していない施設等で迅速に抗原定性検査を実施するために自己採取を行う場合は、検体採取に関する注意点等を理解した職員（以下、「検査実施管理者」）の管理下で適切な感染防護を行いながら実施すること。 ・検査の実施により、偽陽性や偽陰性の結果が出ることもある。各施設は、施設内で実施した検査結果が絶対でないことに十分留意し、検査結果が陰性の場合であっても医療機関を受診するなど、検査実施後の対応について本ガイドラインを参考にした上で医療機関等と協議し確認すること。 ・検査対象は、出勤後や登校後などに、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、下痢、倦怠感などのかぜ症状その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が認められた者（有症状者）であること。
3.	<p>「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」理解度確認テスト【23/25～24/25】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施管理者は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」、キットの添付文書、メーカーによるパンフレット等の内容を理解した上で本テストを受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めること。

事務連絡
令和3年6月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

職場における積極的な検査等の実施手順につきまして、別添のとおり当本部事務連絡を各都道府県知事に発出しており、職場において検査を実施する際の連携医療機関として医療機関が事業者より協力を求められることがあることについて、会員への周知をお願いいたします。